

平成24年12月16日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

**青森県選挙管理委員会
<お問い合わせ先>
017-734-9076**

略
歷

長野県丸子町（現在は上田市）生まれ。丸子小・中学校、長野県立上田高等学校卒業。一橋大学法科大学院修了。

最高裁判所判事
山浦善樹

四

東京都生まれ

最高裁判所判事
岡部喜代子

四

栃木県足利市内の御厨小・協和中・足利高校
及び中央大学法学部を卒業

最高裁判所判事
須藤正彦

略

千葉県木更津市で出生。県立木更津高校卒業
中央大学法学部卒業

最高裁判所判事
よこたともゆき

より正義を実現するため、裁判記録の中から戦う武器を持たない市民の悲鳴を聞き出すことに全力投球することが大切だと考えて
います。

モーツアルト 仕事で疲れたときなど、モーツアルトを聞くと、モーツアルトさんが隣に座つて話しかけてくれるから不思議です（日本モーツアルト協会会員）。

裁判官としての心構え
複雑化し、変化の速い現代社会において、判断を誤らないためには、大局的な視点が欠かせないということを日々感じていま

最高裁判所は憲法判断の最終審であるという重大な職責を負っています。その立場を深く自覚して見識ある判断を行うために全力を尽くして参ります。

裁判官として心がけてきたことなど
四〇年間に及ぶ弁護士生活を経
て、改めてこの二つの判断とし

て、あるいは、立法、行政、司法の三権のチェック・アンド・バランスの下での司法として、あるべき役割を果たすことにつき、国民の皆様の期待が大きいことを改めて感じさせています。

られる事実と法に照らして最も適切妥当な判断を示すことが最高裁判事としての私の課せられた使命であり、その職責の厳しく重大であることを考えますと、身の引き締まる思いがします。

なけれども、おまかせください」とおっしゃいます。

平成24年12月16日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

**青森県選挙管理委員会
<お問い合わせ先>
017-734-9076**

略
聞

A black and white portrait photograph of Dr. Toshiaki Kondo, a man with glasses and a suit.

最高裁判所判事
おお はし まさ はる
大槻正春

四

A black and white portrait photograph of Dr. Toshiaki Kondo, a middle-aged man with dark hair and glasses, wearing a suit and tie.

裁判所判事
葉勝美

略

高裁判所判事
ら だ いつ ろう
寸田逸郎

最高裁判所裁判官国民審査投票上の注意

- 抗癌薬は「モノクロ」です



- ### ● 国民審査の投票用紙には

○やめさせた方がよいと思う裁判官については、
しめい うえ らん か

○やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書

- とうひょう ようし う と

- 扱葉用紙を愛は取一ちまへてま とうひょう ひと
扱葉 / ちく／ない人は

とうひょうばこ い かかりいん かえ
投票箱に下さないで係員に返してください

- 投票用紙に○、◎、□、レ、◆等を書くと、その投票は
 むこう

- とうひようようし も かえ ほうれい いはん
とく 重要用紙とも書く。これは会員の連絡、もしくは



平成24年12月16日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

青森県選挙管理委員会
<お問い合わせ先>
017-734-9076



最高裁判所判事
白木 勇
昭和二〇年一月一五日生



最高裁判所判事
大谷剛彦
昭和二二年三月一〇日生



最高裁判所判事
小貫芳信
昭和二三年八月二六日生

略歴



最高裁判所判事
白木 勇
昭和二〇年一月一五日生

略歴



最高裁判所判事
大谷剛彦
昭和二二年三月一〇日生

略歴



最高裁判所判事
小貫芳信
昭和二三年八月二六日生

裁判官としての心構え

裁判所の使命は、いつの時代にあっても、一つ一つの事件を適切妥当に解決し、ひいて国民生活の安定に寄与することにあると思います。

これまでの約四〇年に及ぶ地裁、高裁の裁判官生活において、このことを常に意識した上で公平・誠実を旨として審理裁判をしてきましたつもりです。これからも同じ気持ちをもって務めていきたいと思っています。

投票価値の最大較差が五倍となっていたのは憲法の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至つていましたとあるとされています。

最高裁判所裁判官国民審査とは？

最高裁判所裁判官の任命後、初めて行われる衆議院議員総選挙の際に実施されます。

その後は、10年経過した後に行われる衆議院議員総選挙の際にさらに審査を行い、国民が直接意思表示できます。

国民審査は、裁判官ごとに行われます。国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官については×を、やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二二年三月一五日 第一小法廷決定

インターネットのホームページに他人を中傷する書き込みをした場合、新聞、雑誌等の表現媒体を用いた場合と同様に、行為者が掲示した事実を真実であると誤信したことについて、確實な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められる限り、名誉毀損罪は成立しないとした（全員一致、裁判長）。

二 平成二二年三月二三日 大法廷判決

平成二一年八月施行の衆議院小選挙区選出議員の選舉について、地方に議席を手厚く配分するいわゆる一人別枠方式はそれが導入された當時の合理性は失われており、選挙区間の投票価値の最大較差が二・三倍となっていたのは憲法の要求に反する状態に至つていたとし、合理的期間内に、できるだけ速やかに一人別枠方式を廃止し、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるとした（多数意見）。

三 平成二二年六月六日 第一小法廷判決

公立高等学校的校長が教職員に対し卒業式等の式典における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を齊唱することを命じた職務命令が思想及び良心の自由を保障する憲法一九条に違反しないとした（多数意見、裁判長）。

四 平成二二年二月一三日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

五 平成二二年二月一七日 大法廷判決

裁判員制度は裁判所において裁判を受ける権利を侵害するものではなく、裁判官の独立を侵すものでもないなどとして、憲法に違反しないとした（全員一致）。

六 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

平成二二年七月施行の参議院議員選挙の際に起立せず投票価値の最大較差が五倍となっていたのは憲法の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至つていましたとあるとされています。

七 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

八 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

裁判員制度は裁判所において裁判を受ける権利を侵害するものではなく、裁判官の独立を侵すものでもないなどとして、憲法に違反しないとした（全員一致）。

九 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

十 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

十一 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

十二 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

十三 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

十四 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

十五 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

十六 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

十七 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

十八 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

十九 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

二十 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

二十一 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

二十二 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

二十三 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

二十四 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

二十五 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

二十六 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

二十七 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

二十八 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

二十九 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

三十 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

三十一 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

三十二 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

三十三 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

三十四 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

三十五 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

三十六 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

三十七 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

三十八 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

三十九 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

四十 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

四十一 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

四十二 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

四十三 平成二二年二月一九日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した（全員一致、補足意見付加）。

<p

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日

12月16日日



忘れずに投票しましょう

投票時間は午前7時から午後8時までです。

(一部の地域を除きます。)

最高裁判所裁判官国民審査投票上の注意

•投票用紙は「さくら色」です。

•国民審査の投票用紙には

○やめさせた方がよいと思う裁判官については、

氏名の上の欄に×を書いてください。

○やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書

かないでください。

•投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。



•投票用紙を受け取ったあとでも、投票したくない人は、

投票箱に入れないで係員に返してください。

•投票用紙に○、◎、□、レ、◆等を書くと、その投票は無効となります。

•なお、投票用紙を持ち帰ることは法令に違反しますので、持ち帰らないで係員に返してください。